

令和2年度法務省委託事業 人権啓発教材の修正箇所について

1. 「いじめ」させない見逃さない

はしがき

1行目

旧：文部科学省が行った平成29年度 「児童生徒の問題

↓

修：文部科学省が行った平成30年度 「児童生徒の問題

4行目

旧：いじめの認知件数は、41万4,378件となり、

↓

修：いじめの認知件数は、54万3,933件となり、

最終行

旧：令和元年8月

↓

修：令和2年8月

p3 下から4行目

旧 無料通信アプリ

↓

修 無料通話アプリ

p 6

最終行

(参考 URL)<http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html> について QR コードを入れる。(作成願います)

p 7

旧： 文部科学省調査によると、いじめの認知件数は、平成29年度は約41万4,000件となっており、学年別いじめの認知件数は以下の図のとおりとなっています。これによると、平成29年度におけるいじめの認知件数は、小学校31万7,121件、中学校8万424件、

高等学校 1 万 4,789 件, 特別支援学校 2,044 件です。

↓

修：文部科学省調査によると、いじめの認知件数は、平成 30 年度は約 54 万 4,000 件となっており、学年別いじめの認知件数は以下の図のとおりとなっています。これによると、平成 30 年度におけるいじめの認知件数は、小学校 42 万 5,844 件, 中学校 9 万 7, 704 件, 高等学校 1 万 7,709 件, 特別支援学校 2,676 件です

P 7 グラフ

修正 平成 30 年度

↓

学年別いじめの認知件数 (平成 30 年度)

小 1	76,893
小 2	82,360
小 3	80,821
小 4	73,980
小 5	63,465
小 6	48,738
中 1	50,259
中 2	32,159
中 3	15,829
高 1	9,724
高 2	6,368
高 3	3,292
高 4	45

〈出典〉文部科学省「平成 30 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」より

p 12

旧：文部科学省が公表した「平成 29 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」が 18.0%、「学級担任が発見」が 11.1%となる一方で、「アンケート調査など学校の取組

により発見」が52.8%となり、最も～

↓

修：文部科学省が公表した「平成 30 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」が 18.3%、「学級担任が発見」が 10.6%となる一方で、「アンケート調査など学校の取組により発見」が 52.8%となり、最も～

p 14

全国的な啓発活動

いじめに関する各種資料はこちら http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00155.html

→QR コードを入れる（作成願います）

p 15

人権侵犯事件としてのいじめの取扱いの 6 行目

旧：なお,最近ではインターネットを通じたいじめが多く見られるところ

↓

修：なお,最近ではインターネットを**通じて行われる**いじめが多く見られるところ

p 17

子どもの人権 SOS ミニレター（裏面）

旧：切手は 2020 年の 4 月までいりません。

↓

修：切手は 2021 年 3 月 31 日まで不要です。⇒Or ◎新しいものに差し替える

p 18

子どもの人権 SOS ミニレター事業におけるいじめに関する相談件数・割合の推移 の表

↓

令和元年度 SOS ミニレター相談件数を法務省に依頼

p 19

2 行目

平成 30 年度には、全国の小・中学校の児童生徒から、およそ 1 万 4 千件 の子どもの人権 SOS ミニレターによる相談が寄せられました。

↓

令和元年度 SOS ミニレター相談件数を入れ替え予定。追って数字をお渡しします。

<http://www.moj.go.jp/content/001294623.pdf>

p 20

旧：学校に対して表面的な指示を行つたに止まり ,被害者が不登校になるなど問題が重大化するまで

↓

修：学校に対して表面的な指示を行つたとどまり ,被害者が不登校になるなど問題が重大化するまで

p 24

出典

「子どもの権利条約日本ユニセフ協会抄訳

★ p 23～24 の子どもの権利条約については、抄訳を新しいものに差し替え

● 条約の主な内容 ●

◎こちらについては、データイラストを差し替え。支給いたします。

1. 18 歳になっていない人を子どもとします (第1 条)。
2. 全ての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利を持っています。子どもは、国の違いや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心や体に障害があるかないか、お金持ちであるかないかなどによって 差別されません (第2 条)。
3. 子どもに関係のあることを行うときには、子どもに最も良いことは何かを第一に考えなければなりません (第3 条)。
4. 国は、この条約に書かれた権利を守るために、最大限のことをしなければなりません (第4 条)。
5. 親 (保護者) は、子どもの心や体の発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません (第5 条)。
6. 全ての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、最大限のことをしなければなりません (第6 条)。
7. 子どもは、親と一緒に暮らす権利を持っています (第9 条)。
8. 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。

コメントの追加 [g1]: すべて

コメントの追加 [g2]: も

コメントの追加 [g3]: ことば

コメントの追加 [g4]: も

コメントの追加 [g5]: からだ

コメントの追加 [g6]: がいい

コメントの追加 [g7]: 、親がどういう人であるか、

コメントの追加 [g8]: 最も良い

コメントの追加 [g9]: 必要な法律を作ったり政策を実行したり

コメントの追加 [g10]: トルツメ

コメントの追加 [g11]: します。

コメントの追加 [g12]: を尊重します。

コメントの追加 [g13]: すべての

コメントの追加 [g14]: ・育つ権利を

コメントの追加 [g15]: 子どもには、親と引き離されな
い権利があります。

コメントの追加 [g16]: も

その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません（第12条）。

子どもは、思想・良心及び宗教の自由についての権利を尊重されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利及び義務を持っています（第14条）。

10. 子どもは、他の人びとと自由に集まって会をつくったり、参加。したりすることができま
す。ただし、安全を守り、決まりに反しないなど、他の人に迷惑をかけてはなりません（第15
条）。

11. 子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国は、その手助けをします（第18
条）。

12. 親（保護者）が子どもを育てている間、どんな形であれ、子どもが暴力をふるわれた
り、むごい扱いを受けたりすることがないように、国は、子どもを守らなければなりません
（第19条）。

13. 子どもは、家族と一緒に暮らせなくなったときは、国に守ってもらうことができます
（第20条）。

14. よその国に逃れた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることが
できます（第22条）。

15. 心や体に障害があっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません（第23
条）。

16. 子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます
（第24条）。

17. 子どもは教育を受ける権利を持っています（第28条）。

18. 子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります（第31
条）。

19. 国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすること
のないように守らなければなりません（第34条）。

20. 国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会に戻ったとき自分自身
の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱わなければなりません（第40条）。

表4 p 2 5

内容を全て変更

テキスト及びイラスト支給

コメントの追加 [g17]: じゅうぶん

コメントの追加 [g18]: ・

コメントの追加 [g19]: もっています。

コメントの追加 [g20]: ほか

コメントの追加 [g21]: 一緒に団体をつくったり集会を
行ったりする権利もっています。

コメントの追加 [g22]: かたち

コメントの追加 [g23]: ふとうな

コメントの追加 [g24]: 家庭を奪われた子どもや、その
過程環境にとどまることが子どもにとってよくないと
判断され、家庭にいたることができなくなった子ども
は、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、

コメントの追加 [g25]: から

コメントの追加 [g26]: 自分の国の政府からの危害を
のがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で

コメントの追加 [g27]: 心やからだに障がいがある子
どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生
活できるよう教育や訓練、保険サービスなどを受ける
権利もっています。

コメントの追加 [g28]: 子どもは、健康でいられ、必要
な医療や保険サービスを受ける権利を持っています。

コメントの追加 [g29]: トルツメ

コメントの追加 [g30]: もっています

コメントの追加 [g31]: 虐待

コメントの追加 [g32]: 罪を犯したとされた子どもは、
ほかの人の人権の大切さを学び社会にもどったとき自
分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考
えて、扱われる権利を持っています。

2.みんなともだち マンガで考える「人権」

p 2

マンガ吹き出し

旧ゲラ：「人権」を大切に守ってあげなければなりません。

↓

修正案：「人権」を大切に守らなければなりません。

p 5

いじめは人権侵害コラム最終行

旧：14 ページ以下をご覧ください。

↓

修：14 ページをご覧ください。

p 9

高齢者を大切に コラム

旧：人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

↓

修：人口の4人に1人以上は65歳以上の高齢者となっています。

p 14

最新版に差し替える 資料支給

p 15

人権週間ポスター記述の修正

旧：平成29年度製作ポスター

修：最新のポスターを入手し掲載 ⇒法務省より入手

表4

奥付

旧：03-3580-4111

修：03-3580-4111(代表)

旧：平成30年8月発行

修：令和2年年8月発行

<http://www.jinken.go.jp/>

↓

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

QRコードについては、子どもの人権相談窓口への2時間バーコードを提供し差し替える